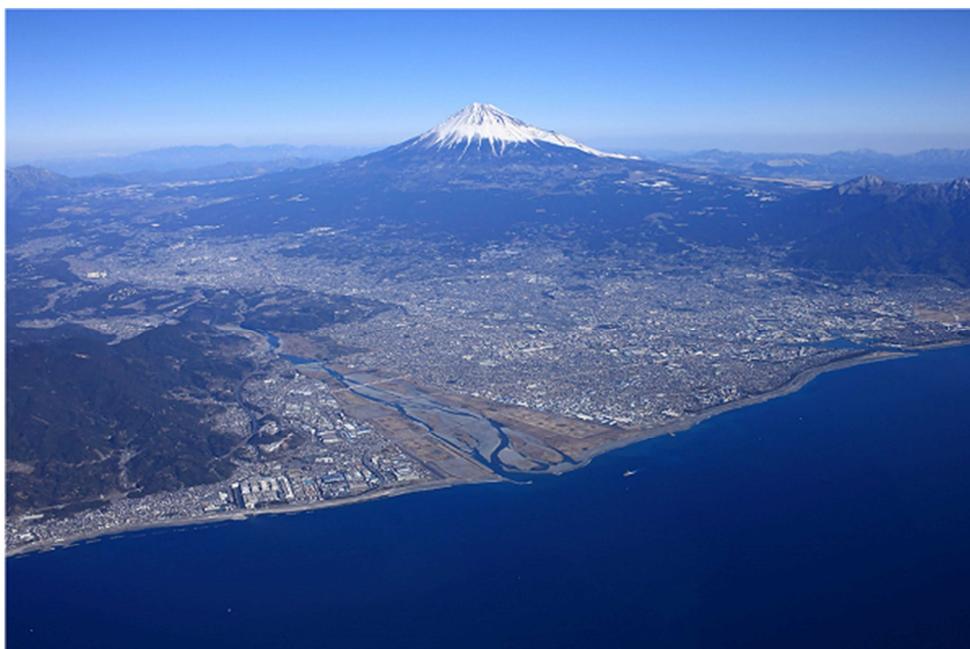


**All about  
the Sewage Works  
in Shizuoka**

# 静岡県生活排水処理



**令和8年3月  
静岡県交通基盤部都市局生活排水課**

**表紙写真：岩本山西側から富士山、愛鷹山、富士市街（富士市HP）**

# 目次

## I 下水道

### 第1章【下水道の概要】

- 1-1 下水道の使命と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1
- 1-2 下水道の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2
- 1-3 下水道の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p3
- 1-4 下水道の整備効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p6

### 第2章【静岡県下水道の計画】

- 2-1 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p8
- 2-2 流域別下水道整備総合計画・・・・・・・・・・・・・・・・p8
- 2-3 静岡県生活排水処理長期計画（污水処理全体）・・・・・・・・p11
- 2-4 静岡県内の下水道全体計画（諸元）・・・・・・・・p12
- 2-5 静岡県インフラビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・p20

### 第3章【静岡県下水道事業】

- 3-1 概要
  - (1) 市町と県の下水道事業・・・・・・・・・・・・・・・・p21
  - (2) 下水道事業（污水処理）着手年次・・・・・・・・p22
  - (3) 下水道事業（污水処理）実施市町箇所図・・・・・・・・p23
  - (4) 下水道事業着手状況・・・・・・・・・・・・・・・・p24
  - (5) 下水道事業の財源・・・・・・・・・・・・・・・・p25
  - (6) 下水道建設事業費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・p27
  - (7) 下水道処理人口普及率・・・・・・・・・・・・・・・・p28
- 3-2 公共下水道事業・・・・・・・・・・・・・・・・p31
- 3-3 流域下水道事業
  - (1) 狩野川流域下水道・・・・・・・・・・・・・・・・p65
    - (1-1) 狩野川流域下水道（東部処理区）・・・・・・・・p65
    - (1-2) 狩野川流域下水道（西部処理区）・・・・・・・・p69
  - (2) 流域下水道の事業費・・・・・・・・・・・・・・・・p73
- 3-4 都市下水路・・・・・・・・・・・・・・・・p75

### 第4章【下水道の経営と維持管理】

- 4-1 地方公営企業と会計方式・・・・・・・・・・・・・・・・p77
- 4-2 公共下水道の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・p78
- 4-3 下水道の経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・p82
- 4-4 下水道使用料等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・p85
- 4-5 下水汚泥の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・p93
- 4-6 流域下水道の維持管理
  - (1) 流域下水道維持管理負担金・・・・・・・・・・・・・・・・p94
  - (2) 維持管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・p94

## II 下水道以外の汚水処理

### 第5章【下水道以外の汚水処理事業】

- 5-1 汚水処理の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p96
- 5-2 農業集落排水施設・漁業集落排水施設等・・・・・・・・・・p97
- 5-3 合併処理浄化槽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p98

## III その他

### 第6章【資料編】

- 6-1 汚水処理人口普及率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p100
- 6-2 連絡先一覧
  - (1) 県の機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p102
  - (2) 市町の機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p104
- 6-3 災害時支援体制（下水道）・・・・・・・・・・・・・・・・・・p107
- 6-4 協議会等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p108
- 6-5 下水道法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p109
- 6-6 公共用水域の水質保全
  - (1) 水質保全のための施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・p110
  - (2) 水質汚濁の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p110
- 6-7 マンホールカードの紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・p122

---

#### (注意)

- ・第3章（3-2、3-3）の地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものであります。

# I 下水道

## 第1章 下水道の概要

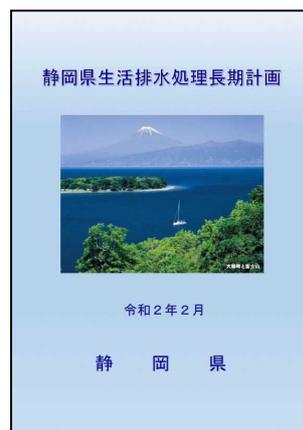
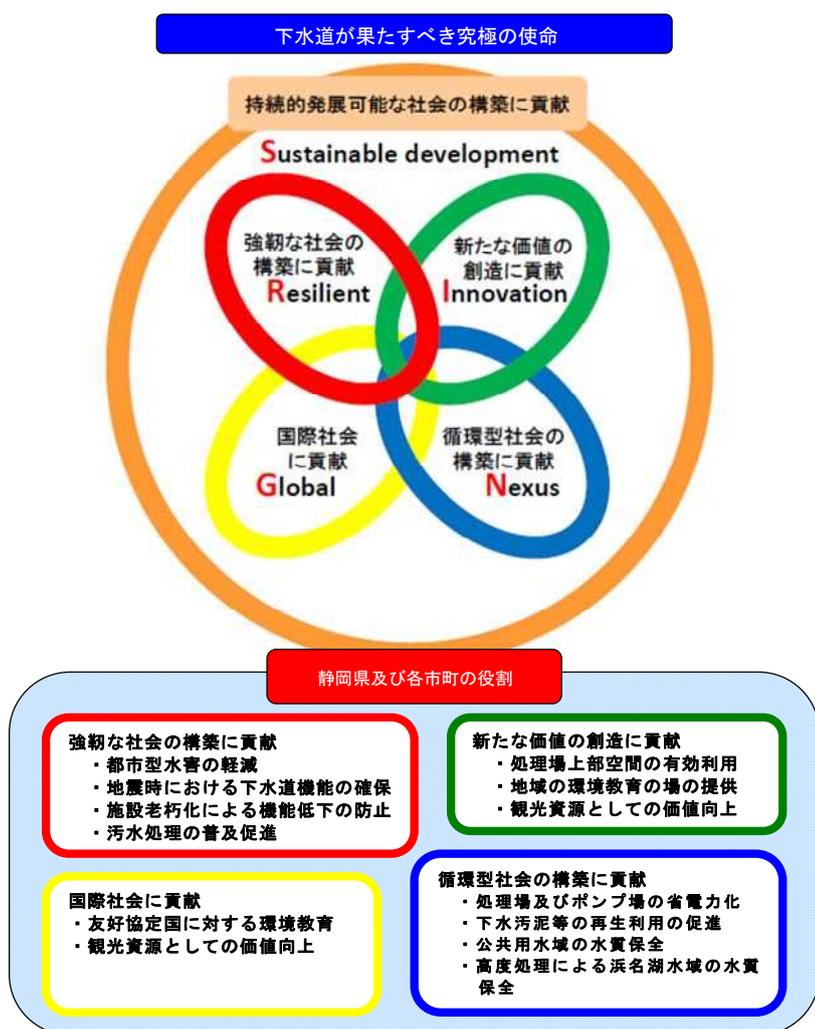
# 第1章 下水道の概要

## 1-1 下水道の使命と役割

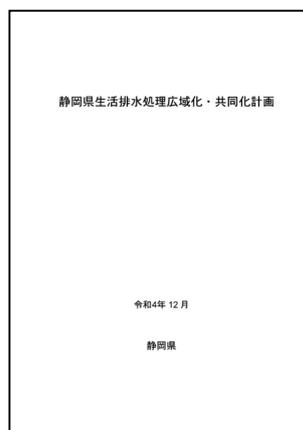
下水道の役割は、時代、地域によって変遷してきました。

国は下水道が直面する危機と可能性を踏まえ、平成26年7月に長期の将来像を見据えた『新下水道ビジョン～「循環のみち」の持続と進化』により下水道の使命とビジョンを定め、さらに早期実現に向け、平成29年8月に『新下水道ビジョン加速戦略』を策定しました。

また県では、汚水処理人口普及率向上に向けた生活排水処理施設の早期概成等を目的として、令和2年2月に新たな「静岡県生活排水処理長期計画」を策定し、これに基づき、下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業等、地域の実情に応じた効果的で適正な手法により、生活排水処理施設の整備を推進しています。さらにこの計画の一部として、施設の統廃合や維持管理、人材育成の共同実施などによるスケールメリットを活かした運営を目的として、令和4年12月に「静岡県生活排水処理広域化・共同化計画」を策定し、生活排水処理の効率的な処理や持続可能な事業運営を推進しています。



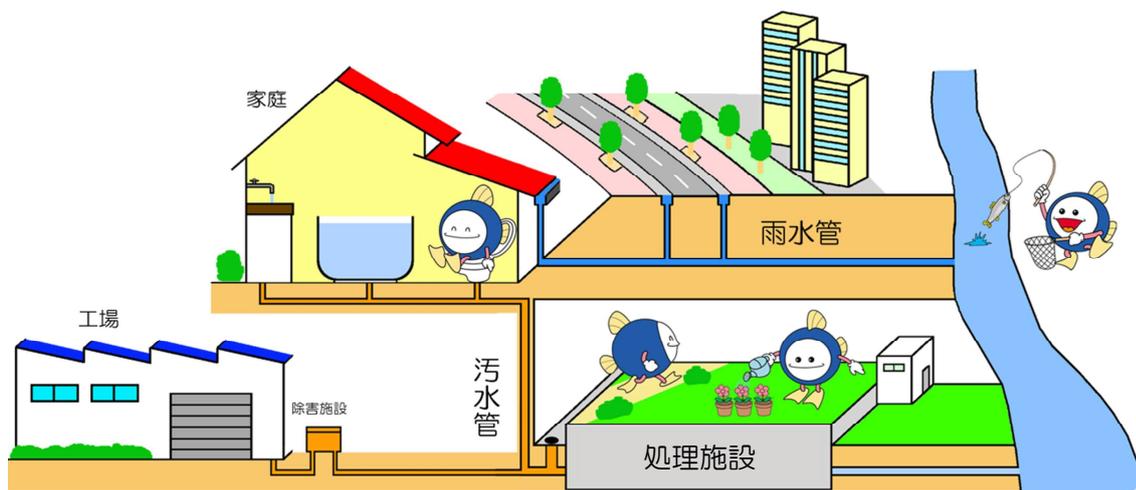
静岡県生活排水処理長期計画  
(令和2年2月策定)



静岡県生活排水処理広域化・共同化計画  
(令和4年12月策定)

## 1-2 下水道の仕組み

一般的な処理施設には、雨水を流す「雨水管」や、家庭や工場などから出る汚水を処理施設まで運ぶ「污水管」、運ばれてきた汚水をきれいにする処理施設「下水処理場（浄化センター）」があります。



### 処理施設のしくみ（例）

#### 沈砂池

砂や大きなごみを取り除く

#### 最初沈殿池

汚水をゆっくり流し、小さなゴミを沈殿させる

#### 反応タンク

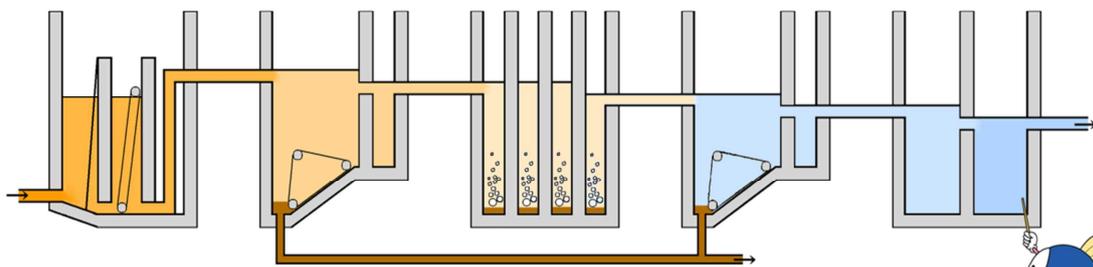
微生物のはたらきにより汚れを大きなフロック（固まり）にする

#### 最終沈殿池

フロックと上澄み液とを分離させる

#### 消毒設備

滅菌する



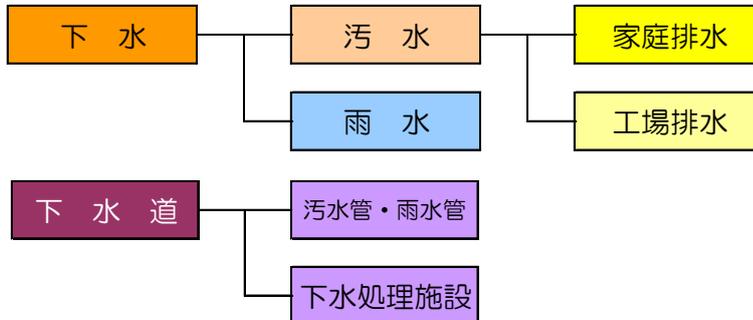
### ○ 汚泥処理施設

汚泥処理施設では、汚泥濃縮設備、汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備等により汚泥を減量化、安定化させるための処理を行います。処理された汚泥は、セメント原材料や肥料のほか、一部で炭化燃料やガスによるエネルギーとして利用されます。

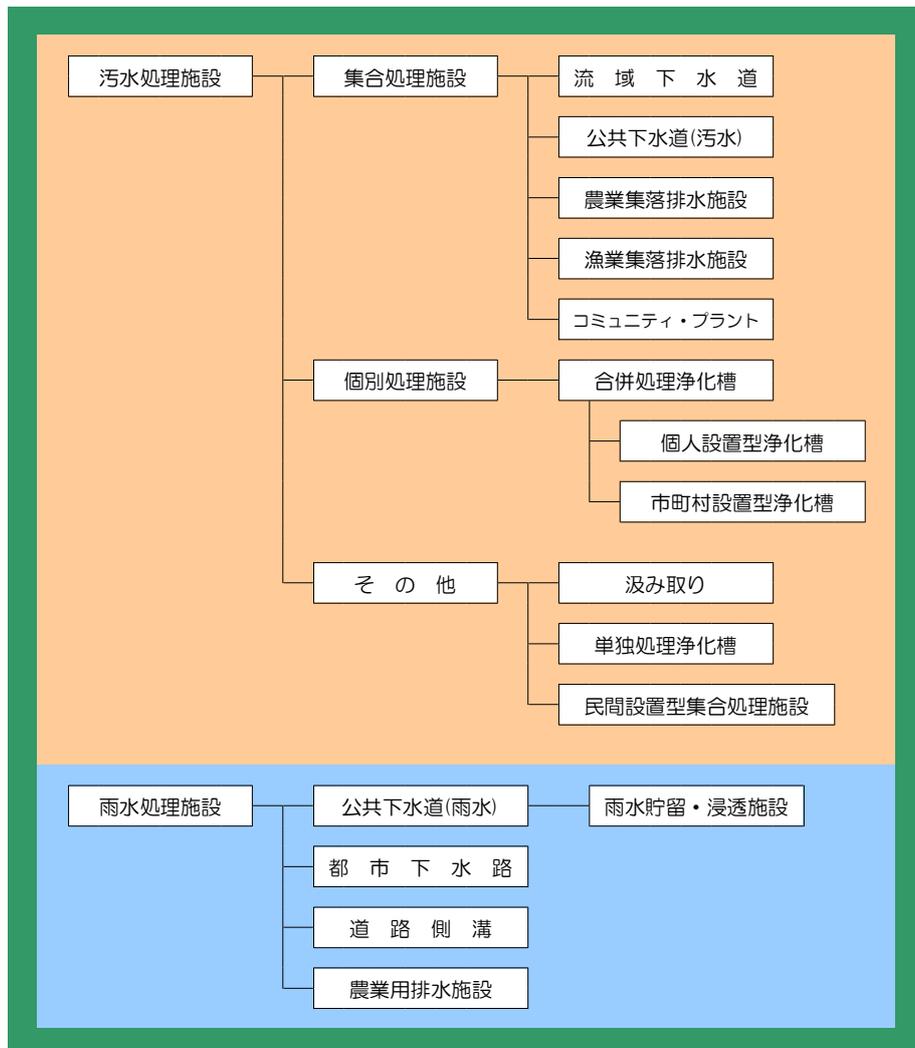
## 1-3 下水道の種類

### ア 広義の下水道

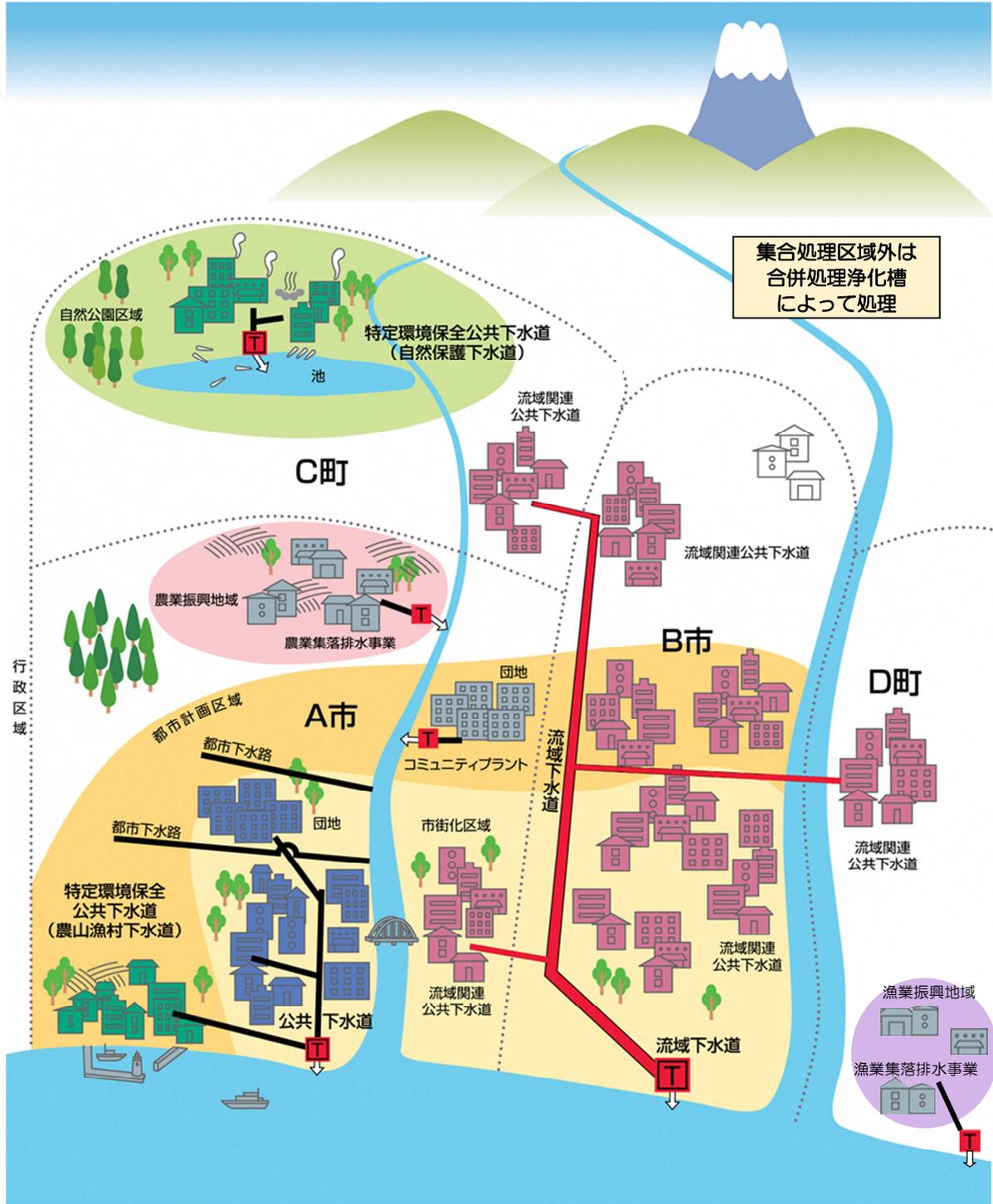
一般的に飲料水等の「上水」に対して、汚水（家庭や工場などから出る排水）または雨水を「下水」といい、汚水管渠・雨水管渠とその処理施設(下水処理施設)の総称を「下水道」といいます。



汚水処理施設は、規模や目的によって様々な構造のものがあります。また、その処理施設を整備するに当たり基づく法令等によっても分類されます。



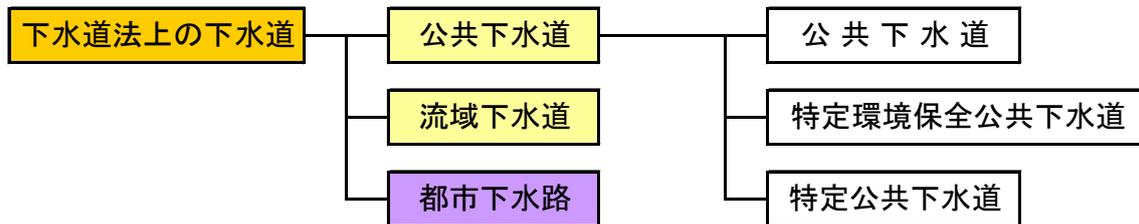
# ○下水道（広義）の概念図



凡例	
	流域下水道及び流域関連公共下水道
	公共下水道
	特定環境保全公共下水道
	行政区域内
	終末処理場
	都市計画区域
	市街化区域
	自然公園区域
	農業振興地域
	漁業振興地域

## イ 狭義の下水道

下水道法による下水道は、以下のように分類されます。



### ○公共下水道

#### (ア) 公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの(単独公共下水道)又は流域下水道に接続するもの(流域関連公共下水道)で、かつ、汚水を排除する排水施設の相当部分が暗渠である構造となっているものをいいます。

#### (イ) 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域)以外の区域において設置されるものを特定環境保全公共下水道といいます。これには、自然公園区域内の水質を保全するために実施される自然保護下水道、生活環境改善と水質の保全を図る必要がある農山村漁村等の区域において実施される農山漁村下水道、処理対象人口が千人未満で水質保全上特に必要な地区において実施される簡易な下水道があります。

#### (ウ) 特定公共下水道

公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用され、当該下水道の計画汚水量のうち、事業者の事業活動に起因又は付随する計画汚水量がおおむね3分の2以上を占めるものを特定公共下水道といいます。

### ○流域下水道

流域下水道は、流域内にある複数の市町の公共下水道から排除される下水を受け処理するもので、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場などの主要な施設の設置・管理は原則として都道府県が行うこととされています。河川や湖沼、海域等の公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、2以上の市町の区域にわたり広域的に下水を処理することが効率的かつ経済的な場合に流域下水道として整備されます。

### ○都市下水路

主として市街地の雨水を排除し浸水を防除することを目的とした、市町が管理する下水道をいいます。原則として排水施設の構造は開渠とし、処理場は有しません。

## 1-4 下水道の整備効果

下水道を整備することによる効果には以下のものが挙げられます。

### ○住環境の向上

- ・水路や側溝の悪臭がなくなる
- ・汲み取り便所が水洗化される
- ・大雨による浸水被害が軽減される
- ・伝染病の発生を防ぐ



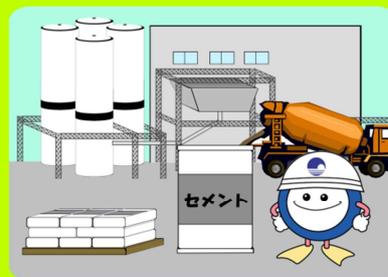
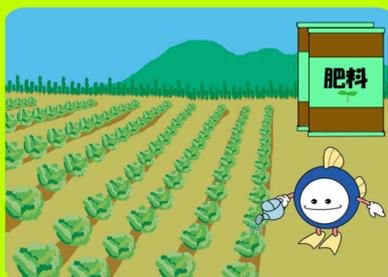
### ○公共水域の水質保全

- ・生活排水や工場排水が及ぼす公共水域の水質悪化を軽減する
- ・水生生物や水性植物への汚水による悪影響を軽減する



### ○汚泥の効率的な処理

- ・汚泥を下水処理場で集約して処理するため、肥料やセメント原料として有効利用しやすい



## ○生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

環境基準とは、水質を保全する上で、達成維持されることが望ましい目標です。川や海等の公用水域の水質保全状況を表す指標のひとつです。

環境基準の達成は、下水道の整備だけの結果ではありませんが、下水道の整備効果を表す重要な目安となります。

令和6年度時点では、指定されている環境基準のうち、河川(BOD)は64地点中64地点、海域(COD)は54地点中46地点で環境基準を達成しています。

### ○河川(BOD)

水域類型	R5			R6		
	達成地点数	未達成地点	75%値	達成地点数	未達成地点	75%値
AA 1mg/l以下	17/18	芝川横手沢橋	1.3 mg/l	19/19		
A 2mg/l以下	28/28			30/30		
B 3mg/l以下	6/6			6/6		
C 5mg/l以下	10/10			8/8		
D 8mg/l以下	2/2			1/1		
計	63/64		98%	64/64		100%

### ○湖沼(COD)

水域類型	R5			R6		
	達成地点数	未達成地点	75%値	達成地点数	未達成地点	75%値
A 3mg/l以下	1/1			1/1		
B 5mg/l以下	0/1	佐鳴湖出口拓希橋	8.1 mg/l	0/1	佐鳴湖出口拓希橋	7.0 mg/l
計	1/2		50%	1/2		50%

### ○海域(COD)

水域類型	R5			R6		
	達成地点数	未達成地点	75%値	達成地点数	未達成地点	75%値
A 2mg/l以下	31/37	A水域田子の浦地先(1)	2.6 mg/l	30/37	A水域田子の浦地先(2)	2.1 mg/l
		A水域田子の浦地先(2)	2.8 mg/l		A水域田子の浦地先(3)	2.1 mg/l
		A水域田子の浦地先(3)	2.4 mg/l		富士川沖	2.7 mg/l
		富士川沖	2.7 mg/l		原町沖	2.2 mg/l
		由比川沖	2.4 mg/l		狩野川河口沖	2.3 mg/l
		浜名湖新所	2.1 mg/l		浜名湖湖心	2.2 mg/l
				浜名湖新所	2.1 mg/l	
B 3mg/l以下	12/14	B水域田子の浦地先(1)	3.3 mg/l	13/14	B水域田子の浦地先(1)	3.1 mg/l
		B水域田子の浦地先(2)	3.1 mg/l			
C 5mg/l以下	3/3			3/3		
計	46/54		85%	46/54		85%

※達成地点数の表示は(環境基準を達成している地点数)/(環境基準点数)

水域類型：生活環境の保全に関する環境基準として、河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じて指定されるもの